

平成 19 年度 “J-pitch”

5 月 31 日（木）開催セミナー 参考資料

弁護士 四宮隆史

本資料の目的

本資料は、企画開発の初期段階で、海外のプロデューサー又は企画開発会社と、“Co-Development Agreement”（共同企画開発契約）を締結する場合に、注意すべき契約上の条項や、重要な条項等を説明する資料です。

よって、必ずしも、それ以降のフェーズ（段階）において締結すべき契約、例えば、“Co-production Agreement”（共同製作契約）等においても、そのまま流用できる説明が記載されている訳ではありませんのでご注意ください。

また、海外のプロデューサーと共同で企画開発をするにあたって、**Treatment** や **Presentation Material** を作る人が多いと思われませんが、その際に、（原作がある場合は）原作者との「原作使用契約」、原作をベースに **Treatment** を作成する場合は脚本家との「脚本家契約」が必要となりますので、これらの契約に特殊な条項についても、最後の方で説明を加えています。

本資料は、契約書に盛りこむべき全ての条項を網羅的に記載したものではなく、重要度が高く、一般的にもよく用いられている条項を選択した上で記載しております。

なお、本資料は、「これから初めて海外のプロデューサーと映画の企画開発を共同で行う」というプロデューサーの方を対象にしておりますので、すでに海外を交えた映画ビジネスや関連する契約実務に精通されている方々にとっては、真新しい情報は少ないかと存じますが、何卒ご了承ください。

新しい企画にチャレンジしようと試みるプロデューサーの皆様の、ほんの一助になれば幸いに存じます。

平成 19 年 5 月 31 日
ハーツリンク株式会社代表取締役／弁護士
四宮 隆史

I . 共通条項 (Common Provisions)

■定義 (Definitions)

契約書に登場する用語を、網羅的に定義づけることが望ましいといえます。ただ、用語が多くなればなるほど、契約書本体の記載と整合性がとれていない事態が生じうるため、注意深くチェックする必要があります。定義条項のみ、別紙 (Exhibit) として、契約書本体と分ける場合も多くあります。

■契約の目的 (Purpose of the Agreement)

契約の目的を、契約書の冒頭に記載することは極めて重要といえます。“Co-Production Agreement (共同製作契約書)”と一口に言っても、(二当事者の場合) 片方のみが出資をする場合もあれば、双方が出資する場合があります。また、当事者が三当事者以上の場合は、例えば、監督や脚本家との契約などもドッキングした内容の契約の場合もあります。よって、「誰と誰が」「何を」することを目的とした契約であるかを明確にすることは紛争予防の観点からも重要です。一般的には、「説明条項(Whereas Clause)」に記載されます。

■追加資料 (Additional Documentation)

Producerが企画開発を行うにあたって、原作者等から映画化の権利を取得したとしても、状況に応じて、その権利内容を確認する書類や、原作者のトラックレコードを記載した書類等を、カウンターパートナーから求められる可能性は大いにあります。よって、原作者を含むオリジナルのライツホルダーと契約をする際には、「追加資料の提出を求める可能性があること」を確認しておくことが重要となります。

Sample (脚本家契約)

The Writer shall have obligation to prepare and deliver any and all additional documents necessary for executing the rights granted to Producer, including but not limited to a contract for copyright assignment, if Producer requires for arrangement of such documents.

<和訳>

脚本家は、プロデューサーが当該書類の作成を要求した場合は、プロデューサーに授与された権利を行使するために必要な全ての追加資料（著作権譲渡契約を含むが、これに限られない）を、プロデューサーに対して作成し、送付しなければならない。

↑コメント

プロデューサーが権利を行使するにあたって必要な書類は全て、という「大きな網」をかけている点で、シンプルではあるものの、プロデューサー側には都合の良い条項といえます。

■ 表明及び保証 (Representations and Warranties)

通称「レプワラ」と呼ばれる条項です。この条項に、「何を」「どの程度」落とし込むかが契約交渉の目的と言っても過言ではありません。

Dealによって内容がそれぞれ異なりますので、画一的に、どのような内容が望ましいか、を指摘するのは難しいですが、「企画開発初期」の段階では、下記のような最もシンプルな条項だけ盛り込んでおくだけでも効果的です。

“Each of the parties warrants and represents that each has the full power and authority to execute and perform this Agreement.”

一各当事者は、本契約を締結し、遂行するために完全な権限と地位を有することを表明保証する。

Sample A (制作委託契約)

The Production Company hereby represents and warrants to the Investor that:

- (a) Powers and Authority: (本契約を締結するために必要な権限と地位を有すること)
- (b) Legal Validity: (本契約の締結が法的に有効であること)
- (c) Non-Conflict With Laws: (本契約の締結が法律に抵触しないこと)
- (d) Consents: (本契約を締結し、履行するにあたって必要な認証、許認可等は全て得ていること)
- (e) Litigation: (本契約締結時点で何らの紛争も係属していないこと)
- (f) Copy Documents: (全ての書類のコピーは、完全なコピー文書であること)
- (g) Material Information: (全ての資料に関する情報は提供され、かつ、正確であること)
- (h) Survival: (本条での表明保証事項は本契約の本質的要素であり、契約の解除等によって法的拘束力が減殺されるものではないこと)

↑コメント

「レプワラ」に盛り込むべき事項としては網羅的といえますが、一方当事者が、他方当事者に対して、一方的に「レプワラ」する内容、という点で決してフェアな条項ではありません。

Sample B (共同製作契約書)

Each of Producers represents, warrants and undertake with respect to one another that:

1. each has the full power and authority to execute and fulfill this Agreement; and
2. each will support the others to obtain all necessary endorsement, permit approval and rights for both of them and/or Production Company to produce and exploit the Film

and all allied and ancillary rights related to it, and execute the rights in the Film and all allied and ancillary rights related to the Film or any part thereof in all media and by all means.

<和訳>

両当事者は、互いに下記の事項を保証し、了解するものとする。

1. 本契約を締結し、履行する完全な権限と地位を有すること。
2. 両当事者及び／又は制作会社が、本映画を製作し利用すること、並びに、本映画の全部又は一部を利用するために必要な全ての保証、許認可、権利等を得ること、及び、相手方が得ることを援助すること。

↑コメント

内容的にはシンプルですが、必要最小限の内容が盛り込まれている条項といえます。

■解除 (Termination)

解除条項は、ほぼ全ての契約書に記載される一般的な条項だといえます。

ただ、解除事由を確認する際に、以下の点にご留意ください。

- ① 契約の解除事由が、一方的に相手方に有利に規定されている場合がないか
- ② いわゆる”Key man clause” (キーパーソン条項) という、“ある特定の人物が会社を退職した場合には契約自体を解除する” といった内容の条項が入っていないか
- ③ ”Change of Control” (支配権の変更) という、共同で企画開発を行っている会社が、他社に買収されたり、大きな組織変更があった場合には解除する、といった内容の条項が入っていないか
- ④ 解除事由に、「●条に記載されている事由が生じた場合」といった、他の条項に refer した内容の記載がないか、また、refer されている条項が相手方に一方的に有利な条項となっていないか
- ⑤ “...shall be terminated automatically” (自動的に解除される) というフレーズを含む解除事由がないか (相手方有利な事由によって契約が自動的に解除されてしまうとビジネス展開の自由度が狭まってしまいますので、注意が必要です)

■ Effect of Termination (契約終了の効果)

契約が終了する事由としては、「契約期間の満了」、「不可抗力による終了」、「契約の解除」等がありますが、「不可抗力」や「契約の解除」によって契約が終了する場合は、「契約終了の時点までに発生した費用や、支払い済みの報酬、並びに、引渡し済みの素材の返却等をどう扱うか」について、あらかじめ定めておいた方が無難です。

また、「契約が終了する事由」が契約上明確に記載されている場合は、「終了事由ごとに」、契約終了に伴ってどのような効果が生じるかを明記しておくことが望ましいといえます。

Sample (制作委託契約)

The Production Company shall be entitled to hold the advance payment already made up to the date of contract termination (except as otherwise expressly set forth in this Agreement), and receive the amount equal to the balance of the further advance payment earned by the Production Company but not paid by the Producer. However, the Production Company has no right to receive any further compensation of any kind with such contract termination.

<和訳>

制作会社は、本契約に別段に定めがない限り、契約終了日までに支払済みの前渡金、及び、未だプロデューサーから支払われていない前渡金の残額を受領する権利を有するが、当該契約終了に伴って、追加報酬等を受領する権利はないものとする。

↑ Comment

「何を理由に契約が終了した場合」を想定しているかが明確ではない、という点で疑義が残る規定といえます。

■ Indemnification (損害賠償)

日本の民法では、損害賠償は、「相当因果関係のある範囲」までしか及びませんが、米州法（例えば、カリフォルニア州法）では、「相当因果関係を越える範囲」の損害まで賠償を認める、「懲罰的損害賠償」という制度が存在する場合もあり、留意する必要があります。

但し、仮に、米国で日本法人が懲罰的損害賠償を被る旨の判決が下されたとしても、かかる判決に基づいて日本国内での強制執行を行うことはできない、との判断（最判平成9年7月11日）もあり、過度にセンシティブになる必要はないといえます。

Sample (制作委託契約)

The Production Company shall, at its own expense, indemnify, save and keep harmless the Investor and its successors, licensees, assigns, agents, representatives and affiliates from any and all claims, duty, causes of action, damage, liability, loss, cost and expense (including reasonable legal consultant fees) incurred due to the reason of and/or arising out of any breach of any warranties, representations or agreements herein made by the Production Company.

<和訳>

制作会社は、自らの費用において、出資者並びにその承継人及び関係者に対して、いかなる契約違反、又は、制作会社による表明保証もしくは合意の違反から生じる、全てのクレーム、損害、義務、責任追及、損失、損害及び費用（合理的な弁護士費用を含む）を補償し、損害を与えないようにしなければならない。

↑コメント

制作会社としては、“all...damage”とあるので、間接的な損害の賠償や懲罰的損害賠償を求められる可能性のある規定といえます。また、一方当事者が、一方的に相手方に対して賠償責任を負う旨の規定ですので、フェアな条項とはいえません。

■氏名及び肖像の使用 (Name and Likeness)

原作者、脚本家、俳優等の氏名や肖像写真を使用して、出資者や海外のバイヤーに企画を pitch する際のプレゼンテーション用資料等を作成する場合にも、原作者等からクレームを受けることなく柔軟に活動できるよう、念のため、氏名や肖像写真を使用する権利を確保しておくことが重要です。

この場合に、「本映画の企画開発や商業利用を目的とする限り」という制限がつくことはやむを得ないといえます。

Sample A (原作使用契約)

The Producer shall entitled to utilize and license someone to use the name and photograph of the Owner in connection with the Film and/or Property and execution of any rights granted or transferred hereunder.

<和訳>

プロデューサーは、本映画及び／又は素材、並びに、本契約において保証され、譲渡された権利の行使に関連して、原作の権利保有者の氏名及び肖像を利用し、利用することを許諾することができるものとする。

↑コメント

包括的に過ぎる印象を受けますが、プロデューサーにとっては、(どんな場面でも使用できるので) 便利な内容といえます。

Sample B (原作使用契約)

The Owner shall grant Producer to utilize the name, biographical and background information of the Owner in relation to the production (including activities for pre production), distribution, exhibition, advertisement and other use for commercial purpose, provided, however, Producer shall obtain prior consent from the Owner on the said utilization manner.

<和訳>

権利保有者は、プロデューサーに対して、商業目的での本映画の製作(プリプロダクションのための活動も含む)、配給、興行、広告その他の利用に関連して、権利保有者の氏名、肖像、経歴を利用することを許諾するものとする。但し、プロデューサーは、上記利用の方法について、権利保有者から事前に許諾を得なければならない。

↑コメント

Sample A と同じく、作家との原作使用契約における条項ですが、氏名等を使用する場合は

事前に許諾を得る、としている点で作家に対する配慮が見られますが、プロデューサーにとっては不便な契約であるともいえます。

■Publicity Restrictions (公表に関する制限)

秘密保持条項が締結されていれば十分ともいえますが、念のため、「企画を公表するタイミング」についても、相互の同意を得ることを条件にすることが望ましいといえます。

Sample (原作使用契約)

The Owner shall not make press release, or any publicity activities or news publication in connection with the existence or the contents of this Agreement without prior written consent of Producer.

<和訳>

権利保有者は、プロデューサーの事前の書面による承諾なく、本契約の存在又は内容に関して、プレスリリース、広報活動、又は報道発表を行ってはならないものとする。

↑コメント

作家に対して一方的に企画の公表することを制限する内容ですが、本来は、双方の合意とするのがフェアであろうと考えます。

■Credits (クレジット表記)

企画開発の段階で、クレジット表記をどうするか、について明確に定めておくことは難しいといえますが、(仮)の形でもいいので、何らかの合意をしておくことは紛争予防の観点からは重要といえます。

Sample (共同製作契約)

Each of the Producers shall be assured with respect to one other to share a single card production credit (and logos) in the main titles of the Film in any case with the same size and format on all positive copies of the Film and, in accordance with customary exclusions, restrictions and approval on all major paid publicity and advertisement materials for the Film, in the form as follows:

“●● Pictures / ●● Films Production”

<和訳>

各プロデューサーは、本映画の公表素材及び宣伝物に関する慣習や規制等に従って、本映画の複製物において、どの場合においても、下記内容のクレジットを、同じサイズ及び形式で、本映画のメインタイトルの中で、シングルカードをシェアすることを互いに保証する。

記

“●●映画／●●制作プロダクション”

■Assignment (契約の譲渡)

この条項は、「両当事者ともに契約の譲渡をしてはならない」という相互に制限を設ける条項が多いといえます。

仮に、契約の譲渡に関して何も記載がない場合は、原則として、相手方の承諾が必要となります。

しかし、映画の契約の場合、資金調達の要請などから、プロデューサーが、出資者（製作委員会等）に「契約上の地位」を譲渡する場合がありますので、あらかじめ、プロデューサーは、監督や脚本家等との契約においても、当該契約を第三者に譲渡する場合があります。確認の意味で明記しておくことが望ましいといえます。

Sample A (共同製作契約)

No party hereto shall not assign, delegate, change or otherwise transfer all or any of its rights or obligations under this Agreement without the prior written consent of the other party, except that nothing contained in this clause shall prevent any party from assigning its right to receive any value hereunder.

<和訳>

いずれの当事者も、相手方の事前の承諾なく、本契約における権利又は義務の全部又は一部を譲渡してはならないものとする。なお、本条は、いずれかの当事者が、本契約における権利の譲渡に伴って対価を受領することを妨げるものではない。

Sample B (原作使用契約)

- (1) The Owner shall not assign , delegate or otherwise transfer this Agreement or any right under this Agreement to any third party.
- (2) Producer may assign, delegate or otherwise transfer this Agreement or any or all of the Option hereunder to any third party, and this Agreement shall bind a successor, assign of each of them.

<和訳>

1. 原作者は、本契約又は本契約に基づく権利を第三者に譲渡、移転してはならない。
2. プロデューサーは、本契約、又は、本契約に基づくオプション権の全部もしくは一部を、第三者に譲渡又は移転することが可能であり、本契約は、その承継人、譲受人に対しても法的拘束力が及ぶものとする。

■Notices（通知）

報酬の支払いや、作業の開始時点など、当事者の「通知」とする定めを置く場合があります。よって、通知の方法や、「何をもって通知とみなすか」を、あらかじめ双方で合意し、契約書上明記しておく必要があります。

また、通知先が変更された場合には、何日以内で報告しなければならないかを定めておき、その期間内に変更通知がなかった場合は前の通知先に通知をすれば、契約上の「通知」とみなされるものと定めておくことも重要です。

■Non-disclosure（秘密保持）

「契約が存在すること」と「契約書の内容」を、相手方の許可なく、第三者に開示、漏洩してはならない、という内容のシンプルな条項を規定することが一般的といえます。それに加えて、契約を締結に至る経緯で交わした会話や、交換した書類、素材の内容などについても漏洩することを禁ずる場合もあります。

■Force Majeure（不可抗力）

不可抗力とは、一般的には、天災や戦争等を言いますが、場合によっては「当事者のスキャンダル」なども不可抗力に含まれている契約も存在します。

特に、海外のプロデューサーとの共同企画開発の場合は、（こちらからは真偽の程が判らない）海外での事情を不可抗力に含めて解釈されてしまうおそれもあるため、「不可抗力」とは、あくまでも、「天災」や「戦争」などの、当事者の力では如何ともしがたい事由のみを指す、ということを明記しておくことが望ましいといえます。

■Relationship of the Parties (両当事者の関係)

「合弁会社の設立」とみなされると、相手方の国において、登記申請や許認可の必要がある場合もあるので、共同で事業を行うだけで、「合弁会社」や「組合 (LLP 等)」を作るのではない、ということを確認のために明記する場合があります。

Sample (共同製作契約)

Nothing included in this Agreement shall be deemed to organize or create a partnership or joint venture between parties.

<和訳>

本契約に含まれている、いかなる内容も、両当事者間で組合や合弁会社を設立するものとみなされることはないものとする。

■Insurance（保険）

撮影における事故のための保険や、著作権侵害等のクレームがあった場合の損害を担保する Error and Omission(E&O)保険などを、どちらの当事者の費用で付保するか、などもあらかじめ合意しておく、企画開発からプロダクションに移行する際にスムーズになるといえます。

Sample

The Producer shall be entitled to obtain, at the Producer's own expense, life, health, accident, cast or other insurance covering the Employee, in any amount the Producer deems reasonable to protect any right held by Producer under this Agreement. The employee shall have obligation to support the Producer in obtaining the insurance by submitting to usual and customary medical examinations and/or by signing necessary applications, documents and other instruments required by any insurance company.

<和訳>

プロデューサーは、本契約に基づくプロデューサーの権利を保護するために必要と判断した場合は、プロデューサーの費用で、スタッフに生じたアクシデントを担保する保険を付保する権利を有するものとする。スタッフは、保険会社から要求された、一般的な健康診断に応じたり、申請書類の署名をするなど、保険を付保するための協力をしなければならない。

■Governing Law & Jurisdiction（準拠法及び裁判管轄）

海外プロデューサーから提示される契約書では、準拠法や管轄裁判所が相手国のものになっている場合が通常ですが、主に日本国内での映画の製作や利用に関する契約である場合（例えば、日本国内での配給契約）は、準拠法も管轄裁判所も日本のものにするべく修正を求めることが望ましいといえます。

また、紛争が生じた場合には、I.F.T.A（The Independent Film & Television Alliance. The American Film Marketing Association(AFMA)が前身）等の仲裁機関での仲裁により解決する、といった仲裁条項がおかれている契約もありますが、相手国での仲裁は特に相手国有利に働きやすいので、可能であれば、仲裁条項は削除を求めた方が望ましいと考えます。

ただ、IFTA等のエンタテインメントビジネスのトラブルを多く扱う仲裁機関は、かかるトラブルを処理するノウハウが蓄積されており、他方、日本の裁判所を利用することが必ずしもベストとは言い切れない場合もあると思いますので、企画の内容に応じて検討することが望ましいでしょう。

Sample

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the law of Japan. The parties hereto agree that the Tokyo District Court shall have jurisdiction of the first instance over any and all dispute or misunderstanding in connection with this Agreement.

<和訳>

本契約は、日本の法律を準拠法とする。また、両当事者は、本契約に関連して発生する全ての紛争に関する第一審裁判所を東京地方裁判所とすることに同意する。

■ Captions（見出しの法的拘束力）

契約書作成上の不備によって、見出しとその中身が整合しないまま、契約を締結してしまう場合もあり得ます。

そのような場合に備えて、念のため、「見出しはあくまでも参考のために付しているにすぎない」ということを明記し、見出しと条項の中身に齟齬があっても、中身の方が優先される、ということをおらかじめ合意しておくことも重要です。

Sample

The captions, headings, titles and subtitles herein are inserted for convenient reference only, do not constitute a part of this Agreement, and not utilized or referred to for the purpose of construe of this Agreement.

<和訳>

各条項の見出しや項目名は、参照の便宜を図るために付されているに過ぎず、本契約の一部を構成するものではなく、また、本契約の解釈のために利用され、又は、参照されるものではない。

■ Entire Agreement (完全合意)

共同で企画開発を進めるにあたって、交渉の初期段階では、口頭やメール等でやりとりがなされる場合が多いと思われませんが、口頭ベースでのやりとりであっても、一定の具体性と明確性がある場合は、「契約」とみなされます。

よって、「共同企画開発契約書」を正式に締結する際には、これまでのやりとりは全てこの契約書に反映されており、仮にこれまでのやりとりと齟齬があったとしても、今回締結する契約書に記載されていることが、その時点での両当事者の「完全なる合意」である旨を念のために確認する条項です。

■ Amendment (修正)

海外のプロデューサーや出資者と契約交渉を行う場合、第7次、第8次、、と契約の修正がなされるケースが多く、また、口頭だけで修正を行う場合もあり得ます。その場合でも、全て契約書の修正内容は、事前・事後を問わず、書面にて確認する、ということ、あらかじめ合意していくことが望ましいといえます。

■ Severability (可分性)

一部の条項が、法律や何らかの規制に抵触し、訴訟等で「無効」とみなされた場合であっても、他の条項の有効性には何ら影響を及ぼさない、ということ、念のため、両当事者で確認しておくための条項です。

■Turnaround（ターンアラウンド）

共同で企画を開発していく過程で、一定の事由が生じた場合に、当事者の一部が契約関係から脱退する場合に、報酬や費用の負担などをあらかじめ決めておくための条項です。

Sample

Should Co-Producer make a notice to Producer in written form that it has no wish to co-produce and distribute the Film, Producer shall immediately compensate Co-Producer for its financial contribution to the Film as of that date, and all of its rights in connection with the Film shall be transferred to Producer.

<和訳>

共同プロデューサーが書面にて本映画の共同製作や配給を望まない旨、プロデューサーに対して意思表示した場合は、プロデューサーは直ちに当該日における本映画への金銭的な貢献に対する補償を行わなければならない、他方、共同プロデューサーが保持する本映画に関わる全ての権利はプロデューサーに移転されるものとする。

Ⅱ. 共同企画開発契約 (Co-development Agreement)

■ Co-Development Work (共同企画開発の内容)

共同企画開発と一口に言っても、両当事者の役割分担は、各契約によって異なります。よって、契約締結までのやりとりを踏まえて、「いつまでに」「誰が」「何を」行うかを明確に記載する必要があります。

Sample

Producer A shall undertake the following development work:

Develop a full length script to be written by the Writer based on the Concept intended for production of a feature film within a budget of approximately Yen ●● million. The schedule for the development of the Script is as follows:

Step 1: A first draft of the script based on the agreed treatment.

Delivery date ●/●/●

Step 2: All remaining work to produce the final and definitive version of script upon which pre-production can commence.

Delivery date ●/●/●.

<和訳>

プロデューサーAは、以下の開発業務を行うものとする。

約●円の予算で製作される予定の映画製作のために、すでに示されたコンセプトに基づいて脚本家が書く、完成脚本の開発。かかる開発のスケジュールは以下のとおりとする。

ステップ1：双方合意したトリートメントに基づく脚本の第一稿

配送日：●年●月●日

ステップ2：製作準備を始められる状態の、完全な完成脚本

配送日：●年●月●日

■Development Budget (開発予算)

企画開発のための作業に割り当てる予算をあらかじめ明確にすることが望ましいといえます。予算を明確にするとともに、双方で合意しておけば、もし、各当事者が独自に費やしたものと予算を超える費用については、当該当事者が負担する旨定めることが可能となり、開発コストの高騰化を防ぐことができます。

但し、企画開発のための予算を明確にするためには、共同開発を行う両当事者の役割分担も明確にしておくことが前提となります。

Sample

Yen ● as further detailed at Exhibit B.

Save for the above, the parties will be liable for their own costs/overhead incurred in connection with the development work. Producer 1 shall have the right to audit Producer 2's books and records in connection with the development work.

<和訳>

別紙 B 記載のとおり、開発予算は●円とする。

かかる予算を保持するため、両当事者は、開発作業に関連して発生した、各自に発生したコストや超過コストは、当該当事者が負担するものとする。

また、プロデューサー 1 は、開発作業に関連して、プロデューサー 2 の計算書類や記録を監査する権利を有するものとする。

■Management & Creative Control(クリエイティブコントロール)

「共同」企画開発、といっても、開発力や人材リソースの問題などから、一方当事者が原則として企画開発について責任を負う、という場合もあり得ます。

また、双方ともに企画開発を行うとしても、役割分担をする以上は、相手方の責任範囲について、何らかのクリエイティブコントロールを及ぼさなければ、企画全体としての統一感が保てなくなります。

ですので、当事者間で、どのように当該企画のクリエイティビティをコントロールするかを、あらかじめ明確にしておくことが重要となります。

Sample

Producer 1 shall be responsible for the day to day development of the project. The parties shall share all customary creative rights of Producer 1 in connection with the development of the project including, without limitation, the right to be fully consulted upon and approve all stages and steps of the development work.

<和訳>

プロデューサー1が、本件プロジェクトの企画開発について責任を負うものとするが、両当事者は、本件プロジェクトの企画開発に関連して、プロデューサー1が有する全ての慣習的なクリエイティブな権利（企画開発作業のすべての段階において、助言し、承諾する権利を含むが、これらに限られない）を共有するものとする。

■ Production Company（制作会社の選定）

企画開発と並行して、映画の制作作業（ロケハン、撮影など）を行う会社をどこにするか、また、ラインを仕切るプロデューサーを誰にするか、など、制作業務を委託する先をプロデューサー間で決定する必要があります。

ですので、両当事者で話し合って決定するか、又は、他方当事者の承諾を得ることを条件に一方当事者が制作会社を探す責任を負うものとするか、を明確にしておくことが望ましいといえます。

■ Contributors Agreement（関連契約等）

一方当事者が最初に企画開発を行った後、他方当事者との共同企画開発契約を締結する、という流れの場合、まず、最初に企画開発を行った者が、原作者との契約、脚本家との契約など、いわゆる”chain of title”（権利関係書類）を確保して、他方当事者に開示しなければならない、とすることが多く、逆に、かかる約束をすることなく、共同企画開発を進めていくことは危険だともいえます。

Sample

If Producer 1 elects to proceed with the project, Producer 1’ s obligations hereunder are conditional upon Producer 2’ s delivery of satisfactory chain of title documents. The parties acknowledge satisfactory chain of title documents is essential to optimize the future exploitation of the Picture.

<和訳>

プロデューサー1が本件プロジェクトを進めることを選択した場合、プロデューサー1の本契約における義務は、プロデューサー2によって十分なチェーン・オブ・タイトル（権利関係書類）が配送されることを前提として発生するものとする。

両当事者は、十分なチェーン・オブ・タイトル（権利関係書類）が、本映画の将来的な利用を最適化するための本質的な要素であることを相互に理解する。

Ⅲ. 原作使用契約 (Option & Literary Purchase Agreement)

■ Contents of "Option Right" (オプション権の内容)

オプション権の内容を構成する要素は、以下のとおりとなります。

- ・ 映画化権のみか、映画の商業的利用権も含むか
- ・ オプション権の行使可能な期間
- ・ オプション権購入の対価
- ・ 続編を作る権利や、リメイク権までも含むか

Sample

The Owner hereby grants to Producer an exclusive and irrevocable option to acquire all of the exclusive and worldwide rights to produce, distribute, exhibit and exploit for any commercial purposes the Film based on the Work whether now known or hereinafter devised, excluding the right reserved to the Owner under Paragraph ●.

<和訳>

原作者は、プロデューサーに対して、原作本に基づいて制作する映画を製作、配給し、全世界で、現在又は将来開発される媒体で商用的利用することのできる独占的な権利を獲得することのできる、独占的かつ取消不能なオプションを保証するものとする。但し、●条に基づき、原作者に留保されている権利は除く。

■ Exercise of option (オプション権の行使)

オプション権を行使する方法、また、オプション権を行使した場合にどのような効果が生じるか（行使した者は、次に何を行えばいいか）等を明確にしておくことが必要となります。

Sample

- (1) Producer shall have the right to exercise the Option pursuant to this Agreement during the ● month period commencing on the execution date hereof (the “Option Period”).
- (2) The exercise of the Option by Producer shall be by written notice to the Owner during the Option Period.
- (3) The exercise of the Option referred to above shall be effective upon the date of mailing of said notice to the Owner, and Producer may obtain Acquired Rights on the above effective date of the Option without any other procedure.
- (4) The Option granted to Producer hereunder shall terminate upon the expiration of the Option Period, unless Producer exercise the Option during the Option Period, provided, however, that the Option Period shall be renewed for additional 6 months in the case where Producer gives Owner a written notice of Producer’s intention to renew the Option Period and payment of ●● yen as consideration one month before the expiration of the current Option Period.

<和訳>

1. プロデューサーは、本契約の効力発生日から●月間、本契約の定めにしたがって、オプション権を行使することができる。
2. プロデューサーによるオプション権の行使は、オプション期間中に、書面による原作者への通知によって行う。
3. オプション権の行使は、原作者への通知が送付された日に効力が生じ、プロデューサーは、その他の手続きを要することなく、当該日をもって、映画化権を取得することができる。
4. オプション権は、オプション期間中にプロデューサーが行使をしなければ、オプション期間の終了をもって解除される。但し、プロデューサーが、原作者に対して、オプション期間の延長する意思を伝えるとともに、オプション期間終了 1 ヶ月前までに●円の追加の対価を支払った場合は、オプション期間はさらに 6 ヶ月更新されるものとする。

■ Right to engage in preproduction (制作準備を行う権利)

オプション権購入契約を締結する意味は、映画化できるか否かを検討するための期間を与えてもらうことにありますので、その期間中に、映画化を進めるための準備、資金調達スキームの検討、各方面への出資のオファー等お行えなければ意味がないといえますので、かかる制作準備を行う権利があることを明記することが重要となります。

Sample

During the Option Period, Producer shall have the right to negotiate with any third party with respect to the development (including the choice of the director, producer and writer), financing, distribution, exhibition and other exploitation for any commercial purpose relating to the Film.

Further, Producer shall have the right to do any and all other acts normally done by producers in the entertainment industry in relation to the pre-production stage of the Film (including the preparation of treatments and/or screenplays based on the Work).

<和訳>

オプション期間中、プロデューサーは、第三者との間で、本映画の開発（監督、プロデューサー、脚本家の選択を含む）、資金調達、配給、興行その他商業的利用に関して、交渉する権利を有する。

さらに、プロデューサーは、本映画の制作準備の段階で、エンタテインメント業界において通常行われる行動（原作に基づくトリートメント及び／又は脚本を開発することを含む）をとる権利を有するものとする。

■No obligation（義務の不存在）

プロデューサーが、オプション期間の延長、延長を繰り返して、挙句の果てに、映画化しない、という結論に達した場合、原作者からみると、不誠実な対応だと受け止められる可能性があります。そこで、事前に、「映画化する権利を付与されたにすぎず、映画化する義務までを負うものではない」旨、明確に合意しておくことが重要となります。

Sample

Producer and the Owner confirm that all terms provided herein shall not be deemed to obligate Producer to produce, complete and distribute the Film.

<和訳>

プロデューサーと原作者は、本契約の全ての定めは、プロデューサーに対して、本映画を製作し、完成させ、配給することを義務づけるものとはみなされないものとする。

IV. 脚本家契約 (Writer Employment Agreement)

■ Contents of Service (業務内容)

脚本家契約も、一般的な「業務委託契約」と基本的に同じ構造といえます。
つまり、「業務内容」と、それに対する「対価」を明確にするとともに、「いつまでに何を完成させるか」といったマイルストーン条項を設け、段階をおって「検収」を行い、一つ一つの作業について承諾を与えていく、という内容を、契約書に盛り込むことが必要となります。

映画の脚本家契約に特殊な内容としては、**Treatment** までの制作委託なのか、完成脚本までも含めた制作委託なのか、をあらかじめ明確にしておくことといえますが、まずは、**Treatment** だけの制作委託にとどめておく方が無難といえるでしょう。

■ Delivery (素材の配送)

脚本の第一稿等、素材の配送を、いつ、どのような方法で行うか、についても、契約書に盛り込んでおくことが望ましいといえます。但し、最初の段階では、そこまでは決められない、という場合は、下記サンプルにあるように、プロデューサーの要求にしたがって配送する、といった定め方をしておくことが、プロデューサーにとっては便利だといえます。

■ Pay or play (ペイオアプレイ)

脚本家が原稿を仕上げてきた際に、その原稿を利用して映画化を進めるか、利用せずにそれまでの作業に対する対価のみを支払うか、をプロデューサーが自由に選択できる、という内容の条項です。一般的には、タレントや役者との契約で使われる条項ですが、脚本家や監督との契約においても有効です。

Sample

Producer shall not be obligated to use Writer's services and may at any time elect not to use Writer's services. If Producer elects not to use Writer's services pursuant to this Paragraph, Writer shall be paid the Compensation set forth in Paragraph ● if Writer performs those services.

<和訳>

プロデューサーは、脚本家の成果物を利用する義務を負わず、いつでも脚本家の成果物を利用しないという選択を行うことができる。プロデューサーが脚本家の成果物を利用しないという選択をした場合、もし、その成果物が脚本家によって制作されたものであるならば、プロデューサーは脚本家に●条に定める報酬を支払わなければならない。

■ Work made for Hire (職務著作)

脚本家が書いた脚本が、「職務著作」として認められれば、その脚本の著作権は原始的にプロデューサーに帰属することになりますが、逆に、「職務著作」と認められなかった場合は、脚本家に原始的に著作権が帰属することになるので、脚本の権利を譲渡してもらう等の権利処理が必要となります。また、著作者人格権の問題も残ることになります。そこで、契約上も、念のため、この契約に基づいて脚本家が書いた脚本は、「職務著作」であることを確認しておくことが重要となります（但し、契約上、「職務著作」と定めたからといって、法律上の「職務著作」の要件を充たさなければ、「職務著作」とは認められません。このため、「職務著作と認められなかった場合」についても、条項の最後に言及しておく必要があります。）。

Sample

Producer shall be the owner of all of the results and proceeds of Writer's services, including any copyright, trademark and any other intellectual property rights in any work or property created by Writer. Writer acknowledges that Writer's work is a "work made for hire" within the scope of Writer's employment, and therefore Producer shall be the author and copyright owner of any work created under this agreement. In the event that any of proceeds of Writer's work are not considered a work for hire, then Writer's copyright to such work is hereby assigned to Producer.

<和訳>

プロデューサーは、脚本家の業務の成果及び中間成果物の全ての権利（著作権、商標権その他一切の知的財産権）の所有者であり、脚本家は、脚本家の作業が、脚本家の雇用の範囲内の「職務著作」であること、さらに本契約に基づいて制作された全ての作品の著作者及び著作権者がプロデューサーであることを理解する。

脚本家の作業のいずれかが、「職務著作」とであるとみなされなかった場合は、脚本家が有する著作権はプロデューサーに譲渡されるものとする。

■ Covenants (誓約)

表明保証条項とほぼ同じ意味合いの条項ですが、表明保証条項が、どちらかというところ「契約締結時点における約束事」を定めるのに対して、誓約条項は、契約締結後、将来にわたる約束事を特別に定める、という位置づけで規定される場合が多いといえます。

Sample

- (1) The Writer will not enter into any agreement or contract in conflict herewith, nor in any way, without prior written consent of Producer.
- (2) The Writer will not use the Work for the purposes of producing a television program or any other use which conflicts with the Acquired Rights of Producer.
- (3) The Writer waive any “moral rights”, if any, with respect to the Acquired Rights and Producer shall have all rights to add to, subtract from, edit and alter the Work hereunder in any manner whatsoever for purposes of utilizing the Acquired Rights.

<和訳>

1. 脚本家は、プロデューサーの事前の書面による承諾なく、本契約の定めと抵触する合意又は契約を締結してはならない。
2. 脚本家は、テレビ番組の制作のために脚本を利用したり、プロデューサーが保有する権利と抵触するような形で脚本を利用してはならない。
3. 脚本家は、もしあれば、プロデューサーの有する権利に関連する著作者人格権を放棄し、プロデューサーは、自らの権利を利用する目的で、あらゆる方法において、脚本を修正、編集する権利を有するものとする。